

改 正 後							改 正 前						
公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算(案) 及び 公共嘱託登記（司法書士）業務積算(案) の運用について							公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算(案) 及び 公共嘱託登記（司法書士）業務積算(案) の運用について						
別紙 1							別紙 1						
公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準(案) のうち発注項目毎の歩掛は以下のとおりとする。							公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準(案) のうち発注項目毎の歩掛は以下のとおりとする。						
種 別		単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考	種 別		単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
資料調査	ア．公簿類	件	0.016			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 ※連件登記嘱託とは、土地分筆登記の前提登記として土地地積更正登記を行う場合等、同一地番の登記嘱託を連件で行うことをいう。（以下同じ）	資料調査	ア．公簿類	件	0.016			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 ※連件登記嘱託とは、土地分筆登記の前提登記として土地地積更正登記を行う場合等、同一地番の登記嘱託を連件で行うことをいう。（以下同じ）
	イ．地図類	件	0.016					イ．地図類	件	0.016			
	ウ．図面類	件	0.036					ウ．図面類	件	0.036			
	エ．疎明書面	件	0.074					エ．疎明書面	件	0.074			
事前調査		件	0.284	0.284	0.218	受注業務処理前の土地3筆までを1件とし、1筆の受注の場合も1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。	事前調査		件	0.284	0.284	0.218	受注業務処理前の土地3筆までを1件とし、1筆の受注の場合も1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。
筆界標の復元	ア．多角測量	点	0.168	0.168	0.125	受注業務処理前の土地1筆ごとに適用する。 隣接する土地の筆界標の復元は、点による加算により処理し、筆の重複適用はしない。	筆界標の復元	ア．多角測量	点	0.168	0.168	0.125	受注業務処理前の土地1筆ごとに適用する。 隣接する土地の筆界標の復元は、点による加算により処理し、筆の重複適用はしない。
	イ．復元測量	点	0.117	0.117	0.056			イ．復元測量	点	0.117	0.117	0.056	
筆界標の復元 (加算)	イ．復元測量	点	0.117	0.117	0.056	複数点の筆界標を復元する場合の2点目以降を1点増すごとに適用する。	筆界標の復元 (加算)	イ．復元測量	点	0.117	0.117	0.056	複数点の筆界標を復元する場合の2点目以降を1点増すごとに適用する。
土地表題登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 分筆登記にて作成する地積測量図を援用する場合は、同図作成に係る費用を計上しない。 ※必要に応じて現地調査費別途加算	土地表題登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 分筆登記にて作成する地積測量図を援用する場合は、同図作成に係る費用を計上しない。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地表題登記 (加算)		筆	0.012	0.024		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。	土地表題登記 (加算)		筆	0.012	0.024		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。
土地分筆登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算	土地分筆登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地分筆登記 (加算)		筆	0.024	0.012		3分割等2筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。	土地分筆登記 (加算)		筆	0.024	0.012		3分割等2筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。
土地地積変更・更正登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 分筆登記にて作成する地積測量図を援用する場合は同図作成に係る費用を計上しない。 同一の筆において地積更正と分筆を一の申請情報により申請する場合、土地分筆登記に含むものとし、本費用を計上しない。 ※必要に応じて現地調査費別途加算	土地地積変更・更正登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 分筆登記にて作成する地積測量図を援用する場合は同図作成に係る費用を計上しない。 同一の筆において地積更正と分筆を一の申請情報により申請する場合、土地分筆登記に含むものとし、本費用を計上しない。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地地積変更・更正登記 (加算)		筆	0.012	0.024		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。	土地地積変更・更正登記 (加算)		筆	0.012	0.024		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。
土地合筆登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地2筆までを1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算	土地合筆登記		件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地2筆までを1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地合筆登記 (加算)		筆	0.012	0.012		2筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。	土地合筆登記 (加算)		筆	0.012	0.012		2筆を超える部分について1筆増すごとに適用する。

改正後

種 別	単位	土地家屋 調査士 (人)	補助者 A (人)	補助者 B (人)	備 考
土地地目変更登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地地目変更登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
所有者の更正登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
所有者の更正登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
所有者の表示変更・更正登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
所有者の表示変更・更正登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
土地地図訂正申出	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地地図訂正申出 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
現地調査費	件	0.212	0.074		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 登記申請にあたり、所轄法務局より現地立会を 求められた場合又は所轄法務局との打合せ（現 地確認を含む）が必要となった場合に計上す る。
地積測量図（分筆用）	葉	0.200			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地積測量図（分筆用） (加算)	筆	0.049			対象筆の求積に係る部分の記載が複数枚にわた る場合又は3分割等で残地求積部分等が複数枚 にわたる場合には、1葉を超える部分について 1筆増すごとに適用する。
地積測量図（分筆以外）	筆	0.149			1筆を超える部分については地積測量図（分筆 用）（加算）を適用する。
土地所在図（全図） (分筆用)	葉	0.200			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
土地所在図（全図） (分筆以外)	葉	0.149			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
土地所在図（表示用）	葉		0.049		受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地役権図面	葉	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地形図	件	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。
土地調書	件	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 法務局が添付を求める調書又は「文案を要する 書類」の作成業務について本歩掛を適用する。

改正前

種 別	単位	土地家屋 調査士 (人)	補助者 A (人)	補助者 B (人)	備 考
土地地目変更登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地地目変更登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
所有者の更正登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
所有者の更正登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
所有者の表示変更・更正登記	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
所有者の表示変更・更正登記 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
土地地図訂正申出	件	0.074	0.157		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 ※必要に応じて現地調査費別途加算
土地地図訂正申出 (加算)	筆	0.012	0.012		1筆を超える部分について1筆増すごとに適用 する。
現地調査費	件	0.212	0.074		受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 登記申請にあたり、所轄法務局より現地立会を 求められた場合又は所轄法務局との打合せ（現 地確認を含む）が必要となった場合に計上す る。
地積測量図（分筆用）	葉	0.200			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地積測量図（分筆用） (加算)	筆	0.049			対象筆の求積に係る部分の記載が複数枚にわた る場合又は3分割等で残地求積部分等が複数枚 にわたる場合には、1葉を超える部分について 1筆増すごとに適用する。
地積測量図（分筆以外）	筆	0.149			1筆を超える部分については地積測量図（分筆 用）（加算）を適用する。
土地所在図（全図） (分筆用)	葉	0.200			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
土地所在図（全図） (分筆以外)	葉	0.149			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
土地所在図（表示用）	葉		0.049		受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地役権図面	葉	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1葉とする。
地形図	件	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。
土地調書	件	0.081			受注業務処理前の土地1筆を1件とする。 連件登記嘱託における重複適用はしない。 法務局が添付を求める調書又は「文案を要する 書類」の作成業務について本歩掛を適用する。

改 正 後

種 別	単位	土地家屋 調査士 (人)	補助者 A (人)	補助者 B (人)	備 考
原本の複製	通	0.004	0.024		登記嘱託の際に原本還付を要する書類についての複製及び原本と相違ない旨の証明の必要通数分とする。
相談業務	時間	0.060			対面方式により行われるものに限る。

改 正 前

種 別	単位	土地家屋 調査士 (人)	補助者 A (人)	補助者 B (人)	備 考
(新設)					
相談業務	時間	0.060			対面方式により行われるものに限る。

改正後						改正前					
別紙2 公共嘱託登記(土地家屋調査士)総括表						別紙2 公共嘱託登記(土地家屋調査士)総括表					
1. 調査業務						1. 調査業務					
種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考	種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考
資料調査	件				第1号単価表	資料調査	件				第1号単価表
事前調査	件				第2号単価表	事前調査	件				第2号単価表
筆界標の復元	点				第3号単価表	筆界標の復元	点				第3号単価表
同上(加算)	点				第4号単価表	同上(加算)	点				第4号単価表
2. 表示に関する登記						2. 表示に関する登記					
種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考	種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考
土地表題	件				第5号単価表	土地表題	件				第5号単価表
同上(加算)	筆				第6号単価表	同上(加算)	筆				第6号単価表
分筆	件				第7号単価表	分筆	件				第7号単価表
同上(加算)	筆				第8号単価表	同上(加算)	筆				第8号単価表
地積の変更・更正	件				第9号単価表	地積の変更・更正	件				第9号単価表
同上(加算)	筆				第10号単価表	同上(加算)	筆				第10号単価表
合筆	件				第11号単価表	合筆	件				第11号単価表
同上(加算)	筆				第12号単価表	同上(加算)	筆				第12号単価表
地目の変更	件				第13号単価表	地目の変更	件				第13号単価表
同上(加算)	筆				第14号単価表	同上(加算)	筆				第14号単価表
所有者の更正	件				第15号単価表	所有者の更正	件				第15号単価表
同上(加算)	筆				第16号単価表	同上(加算)	筆				第16号単価表
所有者の表示変更・更正	件				第17号単価表	所有者の表示変更・更正	件				第17号単価表
同上(加算)	筆				第18号単価表	同上(加算)	筆				第18号単価表
土地地図訂正申出	件				第19号単価表	土地地図訂正申出	件				第19号単価表
同上(加算)	筆				第20号単価表	同上(加算)	筆				第20号単価表
現地調査費	件				第21号単価表	現地調査費	件				第21号単価表

改正後						改正前					
3. 図面作成						3. 図面作成					
種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考	種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考
地積測量図(分筆用)	葉				第22号単価表	地積測量図(分筆用)	葉				第22号単価表
同上(加算)	筆				第23号単価表	同上(加算)	筆				第23号単価表
地積測量図(分筆以外)	筆				第24号単価表	地積測量図(分筆以外)	筆				第24号単価表
土地所在図(全図) (分筆用)	葉				第25号単価表	土地所在図(全図) (分筆用)	葉				第25号単価表
土地所在図(全図) (分筆以外)	葉				第26号単価表	土地所在図(全図) (分筆以外)	葉				第26号単価表
土地所在図(表示用)	葉				第27号単価表	土地所在図(表示用)	葉				第27号単価表
4. 書類作成						4. 書類作成					
種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考	種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考
地役権図面	葉				第28号単価表	地役権図面	葉				第28号単価表
地形図	件				第29号単価表	地形図	件				第29号単価表
土地調書	件				第30号単価表	土地調書	件				第30号単価表
原本の複製	通				第31号単価表	<u>(新設)</u>					
5. 相談業務						5. 相談業務					
種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考	種 別	単 位	単 価	数 量	金 額	備 考
相談業務	時間				第32号単価表	相談業務	時間				第31号単価表

改 正 後

公共嘱託登記(土地家屋調査士)単価表

※土地家屋調査士、補助者A、補助者Bの件人費の基準日額は、それぞれ測量主任技師、測量技師補、測量助手を使用するものとする。

※諸経費は、人件費の40%とする。

※消費税及び地方消費税相当分は、含まれていない。

※端数処理は、各計算毎に10円未満切捨てとする。

第1号单価表

[illegible]

第2号单価表～第30号单価表 (略)

第31号单価表

種 別	単 位 (1 件 当 た り)	土地家屋 調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	人件費 土地家屋 調査士	人件費 補助者A	人件費 補助者B	人件費計	諸 経 費	金 額	備 考
原本の複製	1通	0.004	0.024								

第32号单值表

[illegible]

改正前

公共嘱託登記(土地家屋調査士)単価表

※土地家屋調査士、補助者A、補助者Bの件費の基準日額は、それぞれ測量主任技師、測量技師補、測量助手を使用するものとする。

※諸経費は、人件費の40%とする。

※消費税及び地方消費税相当分は、含まれていない。

※端数処理は、各計算毎に10円未満切捨てとする。

第1号单価表

[illegible]

第2号单価表～第30号单価表 (略)

(新設)

第31号单価表

[illegible]